

代田地区

地区街づくり計画の 案説明会

2026年

5月22日(金)・23日(土)

@北沢タウンホール

3階 ミーティングルーム



注意事項

- 携帯電話は、マナーモードに設定をお願いします。
- 開催状況の記録のために、録音、写真撮影を行います。
取り扱いには十分注意をいたします。
- 会場内は、撮影禁止とはいたしません、皆さんが撮影された写真につきましても、取り扱いにご配慮をお願いします。



配布資料の確認

- ・次第
- ・スクリーンに投影する資料の綴り
- ・街づくり通信vol.9(地区街づくり計画案(概要))
- ・素案説明会開催記録
- ・説明会参加者アンケート

本日の進行

開会

1. 地区街づくり計画（案）について
2. 質疑応答
 - ・その他

閉会



1.地区街づくり計画 (案)について





①地区の概要・経緯



案の説明に先立ち、代田地区の概要、街づくりの経緯について確認します。

地区の状況(交通・みどり・新たな公共施設)

京王井の頭線



小田急小田原線



環状七号線



羽根木公園



交通

みどり



● 公園・広場 ● 地区会館等

新たな公共施設

みどり

まもりやまテラス



代田区民センター



さくら花見堂



北沢川緑道



地区の状況です。

代田地区は、南北に環七、東西に井の頭線、小田急線がとおり、羽根木公園や北沢川緑道などの魅力的なみどりを有する、良好な市街地です。また、小学校の統合により、まもりやまテラス、さくら花見堂が整備され、新代田駅前には代田区民センターもあり、地域コミュニティ施設が充実しています。

地区の状況(文化財・地域活動・風景資産など)



文化財

地域活動



富士山の眺望

せたがや百景

地域風景資産



代田八幡神社の鳥居、今も受け継がれている「代田餅つき」は区の指定文化財です。

世田谷代田駅付近の環七の擁壁には、代田小PTAの方が中心となって発足したSAPさんによって描かれた壁画があり、20年が経過した今も維持されています。世田谷代田の駅前広場などからは、富士山を眺めることができます。

代田の街づくり

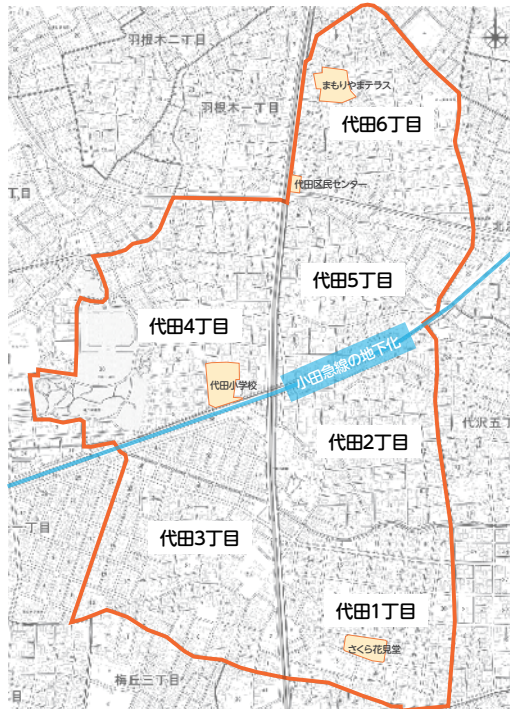
小田急線地下化の動き

小田急線線路跡地の整備



ワークショップによる検討

- ・代田富士見橋
- ・代田富士356広場
- ・世田谷代田駅前広場 など



地下化による街の変化への対応



- ・代田地区の基礎調査
- ・街づくり学習会など

9

代田の街づくりについて確認します。

代田では、小田急線の地下化に伴い、世田谷代田駅の駅前広場などの整備について、住民参加により検討が進められてきました。また、まちの変化に対応するため、区では街づくりの基礎調査や学習会を実施してきました。

代田の街づくりの経緯

小田急線地下化の動き

H22 ~ ワークショップによる検討



H23 街づくり検討会(2・5丁目)

H24 代田地区の基礎調査(全域)

H25 代田の街づくり学習会(全域)

H27 代田富士見橋

H28 代田富士356広場完成



H29 代田まちづくり協議会の発足

R3 世田谷代田駅駅前広場完成



R5 代田地区街づくり計画(原案)の提案

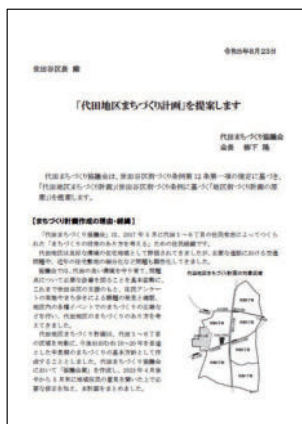


10

こうした動きの中、平成29年に、地区の住民有志によって「代田まちづくり協議会」が発足しました。

協議会では、代田のまちづくりの将来像についてまち歩きや住民アンケート等を行いながら検討が重ねられ、令和5年8月、協議会でまとめた「代田地区街づくり計画(原案)」を、区へ提案いただきました。

原案の提案(代田まちづくり協議会)



▲ 提案書
(代田まちづくり協議会)

代田街づくり通信vol.1より▶

区が地区のみなさんと「地区街づくり計画」の検討を進めます

住民有志による
提案を受けて



代田まちづくり協議会
のみなさん

私たち「代田まちづくり協議会」は、2017年に代田1～6丁目の住民有志によってつくられた「まちづくりの将来のあり方を考えるための住民組織」です。

2023年8月23日に、協議会でまとめた「代田地区まちづくり計画」を世田谷区北沢総合支所長に提案しました。

協議会を月1回開催していますので是非お越しください。
地区のみなさんの参加をお待ちしています。



「代田地区まちづくり計画」を原案として、地区のみなさんにもご参加いただきながら、代田地区の「地区街づくり計画」の策定に向けて検討を進めていきます。



世田谷区北沢総合支所
街づくり課



協議会の提案は、区で定められるルールよりも幅広いまちの課題に対する提案となっています。「地区街づくり計画」の策定に向けて、何をルールに盛り込んでいくのかなどを一緒に考えていきたいと思います。
ぜひ、検討の場にご足を運びください。

こちらは、街づくり通信第一号での紹介記事です。

地区街づくり計画とは



市街地の保全や整備等



S57 世田谷区街づくり条例 制定
H7 地区街づくり計画制度 創設

「街づくり条例」

住民参加
住民主体の街づくり

12

「地区街づくり計画」は、区内の安全で住みやすい快適な環境を市街地の保全、整備等を進めることを目的とする「世田谷区街づくり条例」に基づく制度です。

地区街づくり計画とは



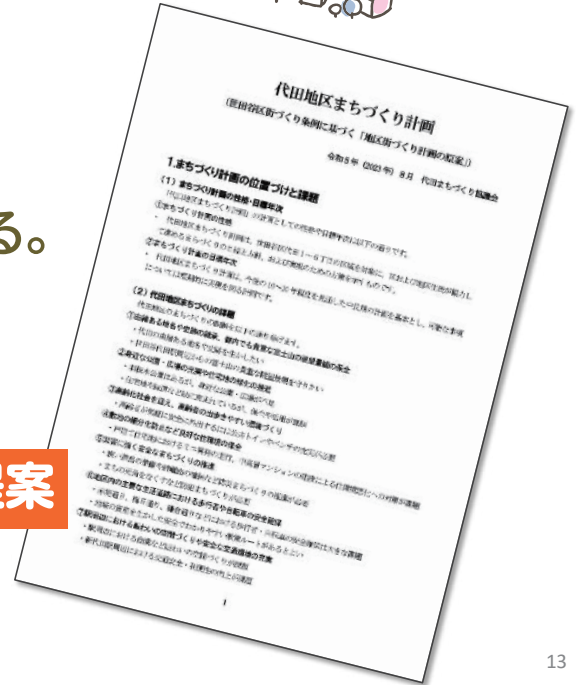
安全で住みやすい市街地形成に向けて…

地区の特性に応じた

「街づくり」のルール を定める。

地区住民と街づくり協議会は、

地区街づくり計画の原案の提案
ができる。



地区街づくり計画には、安全で住みやすい市街地形成に向けて、地区の特性に応じた「街づくり」のルールを定めます。なお、地区住民と街づくり協議会は、「地区街づくり計画の原案の提案ができる。」となっています。

代田 まちの未来会議 の開催

代田をつなげ、街の安全、魅力を高める
“街”のビジョンづくり

提案

「街づくり」

みどり、道路、建築

「まちづくり」

マナー、防犯、防災活動など



地区街づくり協議会

様々な街への「想い」



まちあるき・意見交換会・オープンハウス

取組み・アイデア



地区街づくり計画にどう位置付けるか？

位置付けられること・取り組めること

代田地区の地区街づくり計画の策定

区・住民・事業者等によるアクション(協働)へ

区は協議会からの提案を受けて、令和6年より、「代田まちの未来会議」を開催し、地区街づくり計画に位置付けて取り組めることについて、地区住民の皆さまと検討してきました。

協議会提案、みらい会議の意見・視点

代田まちづくり協議会提案		地名・史跡 ダイダラボッチ 富士山眺望 環七壁画	歴史文化
座れる場 緑化 公園、広場	憩	マナー マンション 防犯、防災	住環境
赤堤通り 環七 歩行者・自転車 バリアフリー	安全な移動	駅前広場にぎわい (環七、商店街、小田急上部等) 新代田駅前の安全性	賑い交通



まちのみらい会議

参加者

- 情報発信の充実 (ルールイベント)
- コミュニティづくり
- 浸水対策

講座

歩きやすい道づくり 
国士舘大学 寺内教授

- ・運転側の意識
- ・地域主体のまちづくりが大切

区施策

つながるみどり

- ・みどりは社会基盤
- (生物生息、防災、水循環、風景遊憩場、教育、健康増進…)
- ・ひとつぼみどり運動

代田地区地区街づくり計画(素案)の作成

協議会の提案とみらい会議での主なご意見です。

協議会からは、歴史文化や憩い、住環境、交通など幅広い視点で街づくりの提案がありました。みらい会議では、情報発信の充実やコミュニティづくり、豪雨への浸水対策の必要性などの視点が追加であげられました。また、国士舘大学の寺内先生より歩きやすい道づくりについてお話しいただき、区のみどりの政策のご紹介もさせていただきながら、内容を整理し、計画素案をまとめました。

素案説明会(3月6日、7日)



主な質問・意見

目標・方針		建築のルール
浸水対策として下水管の改善はできないか★	計画の達成状況のモニタリングは？	既存の共同住宅の不適切 なごみ管理への指導は？
狭あい道路の拡幅後の管理は？区買取は可能か★	みらい会議で検討した街づくりの取り組みは？	(ごみ置き場)管理者の連絡先 掲示は負担では？
建築時以外でも狭あい道路の 拡幅を推進するか★	駅前広場で紙芝居などお披露 目することは可能か	自転車の歩道通行禁止と環七 沿道のすれ違い空間
緑化の維持管理に対する助成は あるか★	地域の治安向上に向けた対策を	電柱の移設に関する対応、無電 柱化の方針はあるか
公園を増やす可能性は？場所 はあるのか	目標の文章が不自然	
	「眺望」を目標や建築ルールに 入れられないか	



- 目標の文章を読みやすく
- 【区HP】に助成・支援制度一覧を掲載
- パンフレット作成など、今後の周知、取組みの参考に

★:助成・支援制度あり

3月6日・7日に素案説明会を開催しました。

当日は32名の皆さまにご参加いただき、浸水対策や狭あい道路の拡幅、計画の進め方や街づくりの取組み、治安、眺望、ごみの管理など、多くのご質問・ご意見をいただきました。質疑応答については、配布した「開催記録」にまとめております。

素案説明会を踏まえ、読みやすくなるよう修正しました。

また、計画に関連する区の助成・支援制度について、区のホームページに新たにリンク集を設けました。その他、いただいたご意見は関係所管と共有し、パンフレットの作成など今後の取組みの参考にさせていただき、実効性のある街づくりを進めてまいります。

各種助成・支援制度等

区ホームページ
「代田地区の街づくり」
にリンク集を掲載
ページIDから探す

4041 検索



道路交通	狭あい道路拡幅整備事業 (整備費、奨励金、助成金)	みどり	緑化助成
	私道整備助成		樹木移植助成
	ベンチの設置費用補助		高枝切ばさみの貸し出し
	道路に面したブロック塀等の撤去費用の助成		区民参加の花づくり活動
豪雨雨水対策	雨水タンク設置助成		花壇・庭づくり活動支援事業 (助成金、東京都)
	止水板設置等助成		事業用等駐車場の緑化助成
	雨水浸透施設の設置に関する助成		公園緑地等の寄附の受入制度
防犯	住まいの防犯対策サポート事業		環境省エネ対策

18

代田地区街づくり計画に関連する、各種助成、支援制度です。

狭あい道路の拡幅について、条件が整えば区が整備費を負担できる制度があります。浸水対策については、令和8年4月から止水板設置への助成制度が開始されました。



②地区街づくり計画(案)



19

それでは、地区街づくり計画案について確認していきます。

地区街づくり計画の構成



20

地区街づくり計画は、位置・区域、目標、方針、そして建築時の誘導に関するルールで構成されます。加えて、代田地区では、方針に基づく取組みやアイデアを共有するためのパンフレットも作成いたします。このパンフレットについては、会場後方にパネル展示で検討状況をご紹介しますので、お帰りの際ご覧ください。

本日は街づくり通信に掲載している計画案の概要とスライドにて内容の説明をいたします。

なお、昨日（一昨日）より縦覧している計画案は、このようなものになります。区のホームページでも公開していますが、ご希望の方は、後方にございます。



位置・区域



それでは、位置・区域についてです。

位置・区域

代田1丁目～6丁目全域
約136ヘクタール



22

計画区域は、代田1丁目から6丁目全域とします。
約136ヘクタールです。



街づくりの目標・方針についてです。

街づくりの目標

住環境の調和を保ちながら更なる魅力を育む

目標

心地よい住環境や
コミュニティを
育むまち

歩きやすく
出かけやすいまち

まちのみどりを
守り育て
憩えるまち

災害に強く、
安心して
暮らせるまち

歴史や文化などの
代田の魅力を
大切にするまち

24

街づくりの目標です。
通信3ページになります。

住環境の調和を保ちながら、更なるまちの魅力を育むため、5つの目標を掲げます。

心地よい住環境やコミュニティを育むまち

交流できる場づくりや、まちのマナー向上、防犯・防災の取り組みを通じて、安心して暮らせるコミュニティづくりを進めます。

歩きやすく出かけやすいまち

坂道や狭い道がある中、道路整備や座れる場所の確保で、安全・快適に移動できる環境づくりを進めます。

まちのみどりを守り育て憩えるまち

羽根木公園や北沢川緑道を守りつつ、みどりを身近に感じられる緑化を進めます。

災害に強く、安心して暮らせるまち

豪雨の浸水被害を踏まえ、雨水対策や止水板設置などの浸水対策を促進します。

歴史や文化など代田の魅力を大切にするまち

代田餅つきやダイダラボッチの伝説、富士山眺望など、地域の魅力を大切にしていきます。

街づくりの方針

目標の実現に向けて

方針

交通機能
の整備、維持管理の方針

公園・広場等
の整備、維持管理の方針

緑化・環境保全
の整備、維持管理の方針

良好な
住環境を育む
整備、維持管理の方針

25

街づくりの方針です。
通信 4 ページになります。

地区街づくり計画の目標を実現するため、交通機能、公園や緑化、住環境に関する街づくりの方針を定めます。この方針の下、住環境の変化に応じて街の状況等を確認しながら、街づくりの取組みを進めていくものとします。順に確認します。

交通機能の整備、維持管理の方針

安全で快適に通行できる交通環境



狭い道路の拡幅

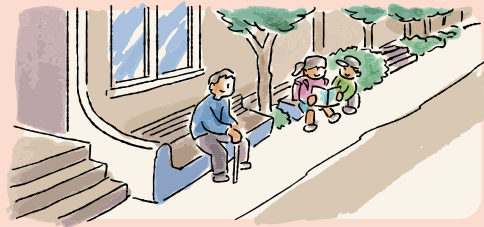


沿道樹木の維持・管理



安全な通行

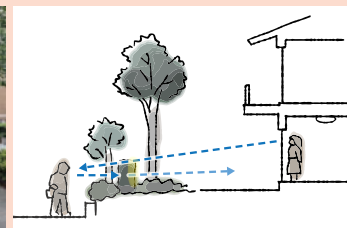
外出しやすい環境整備



座れる場



暑熱対策になる木陰



適切な夜間照度・視認性の確保

はじめに、交通機能の方針です。

安全で快適に通行できる環境を目指します。

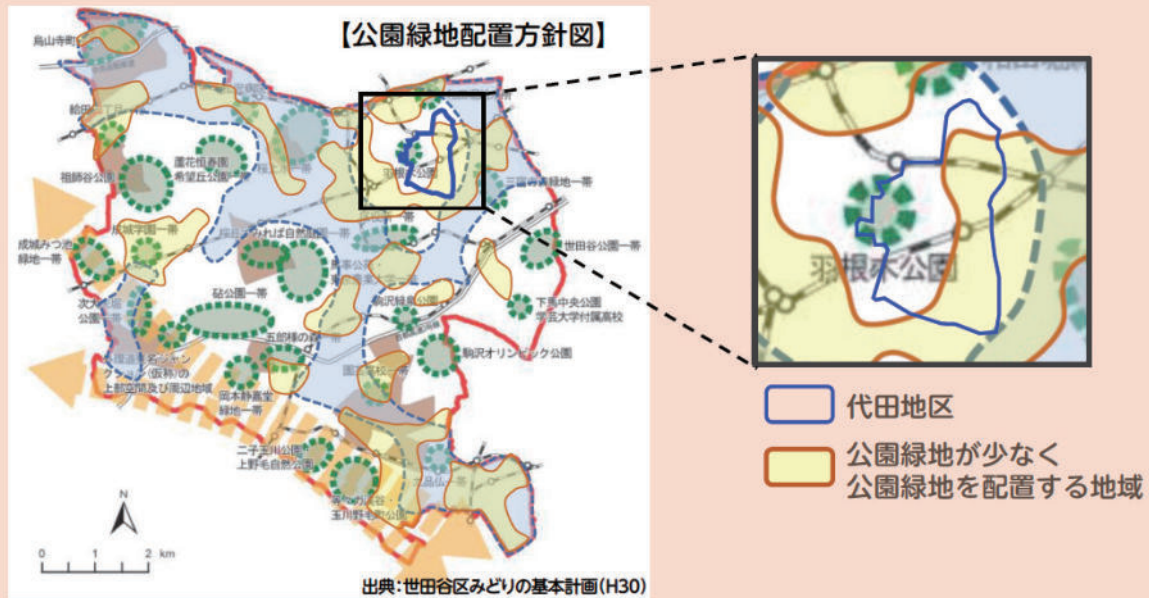
狭い道路の拡幅、沿道樹木の管理を行い、歩行者・自転車・車が共存できる環境を促進します。また、座れる場所の確保など外出しやすい環境を整備します。暑さ対策に有効な木陰など、グリーンインフラ整備を進めます。加えて、夜間の安全性と防犯効果を高めるため、適切な照度と視認性の確保を図るとします。

公園・広場等の整備、維持管理の方針

公園等の整備



防災性の向上、憩いの場の確保



27

公園・広場の方針です。

公園が不足している地域を中心に、公園等の整備・保全を行い、地区の防災機能を高め、みんなが憩える場を確保する、とします。特に環七より東側は公園が少ないとされており、重点的に整備を進めていく地域となっています。

注意事項

- 携帯電話は、マナーモードに設定をお願いします。
- 開催状況の記録のために、録音、写真撮影を行います。
取り扱いには十分注意をいたします。
- 会場内は、撮影禁止とはいたしません、皆さんが撮影された写真につきましても、取り扱いにご配慮をお願いします。

2

緑化、環境保全の方針です。

所有者や住民との協働により、みどりの保全・育成を進めます。
羽根木公園や北沢川緑道のまとまったみどりをつながることで、うるおいのある市街地を育てます。地域の生態系を守り、地球温暖化対策にも寄与していく、とします。

配布資料の確認

- ・次第
- ・スクリーンに投影する資料の綴り
- ・街づくり通信vol.9(地区街づくり計画案(概要))
- ・素案説明会開催記録
- ・説明会参加者アンケート

3

住環境の方針です。

住宅地と調和する店舗の誘導や、交流できる場づくりを通じて、地域のコミュニティを育みます。また、住環境の整備・維持管理に関するマナーの啓発、防犯や防災の取り組みにより、安心して暮らせるまちをめざします。さらに、代田ならではの歴史や文化、富士山の眺望といった地域の魅力を継承していきます、とします。

これらを進めていくため、情報発信や普及啓発の体制を整えながら、地域での取組や活動へとつなげていければと考えております。

地図に示すと…(方針附图)



・安全対策



・みどりの保全・
創出・維持管理



・交流の場の促進



・富士山の眺望



30

方針の内容を地図に示してみました。

交通の安全対策が必要なところ、公共施設でみどりの保全・創出をはかるところ、交流の場の促進をはかるところ、富士山の眺望を大切にする場所を示しています。

方針についての説明は以上となります。



建築時の誘導



続いて、建築時の誘導についてご説明します。

通信 6, 7 ページの内容になります。

建築時の誘導

現状

建築時のルール(条例、計画)

建築基準法

+

主な条例、計画	主な対象	主な目的
住環境整備条例	1,500㎡以上の建築 一定戸数以上の共同住宅等	安全で住みやすい街並
みどりの基本条例	敷地面積150㎡以上	みどりの保全、創出
狭あい道路拡幅整備条例	幅員4m未満の道路	4m道路整備の誘導
中高層条例	一定の高さ以上の建築	良好な近隣関係の保持
環七沿道地区計画	環七沿い	交通騒音の遮音等
下北沢駅周辺地区計画	鎌倉通沿い (小田急線北側)	賑わい形成、歩行者主体

- * 代田地区地区街づくり計画 <目標・方針>
- * 地区特性(戸建中心の街並み、戸建から共同住宅への変化、浸水対応など)

法令・各ルールを補完する建築誘導

32

現在行われる建築は、建築基準法の外、住環境やみどりなど、さまざまな区の条例に基づき行われています。加えて、代田では、戸建てから共同住宅への建て替えが増えていること、豪雨による浸水が発生していることなど、地区の状況を踏まえたルールを設けていきます。

建築時の誘導(ルール案)



戸建住宅を中心とした街への調和
防災性の向上、良好な住環境の保全、育成

交通
機能

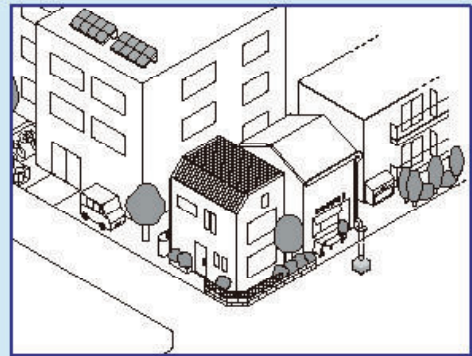
- ① 狭い道路の整備
- ② 一時停車空間の設置
- ③ 座れる場の整備
- ④ すれ違い空間の確保
- ⑤ 垣、さくの構造
- ⑥ 沿道の夜間照度の確保

緑化
環境

- ⑦ 緑化の促進
- ⑧ 雨水・浸水対策

住
環境

- ⑨ 生活環境への配慮
- ⑩ 駐輪場、ごみ置き場の設置



33

代田地区の建築時の誘導、ルール案についてです。

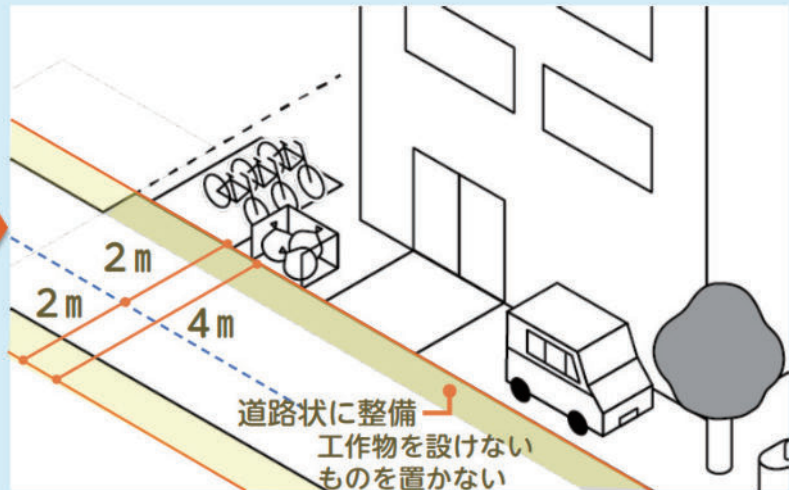
方針を踏まえ、画面の10項目のルールを考えています。順にご説明します。

① 狭い道路の整備

💡 日常の通行、消防・救急活動の円滑化

対象：幅4m未満の道路に面する敷地

道幅4mになるよう拡幅する



34

1つ目は、狭い道路の整備です。

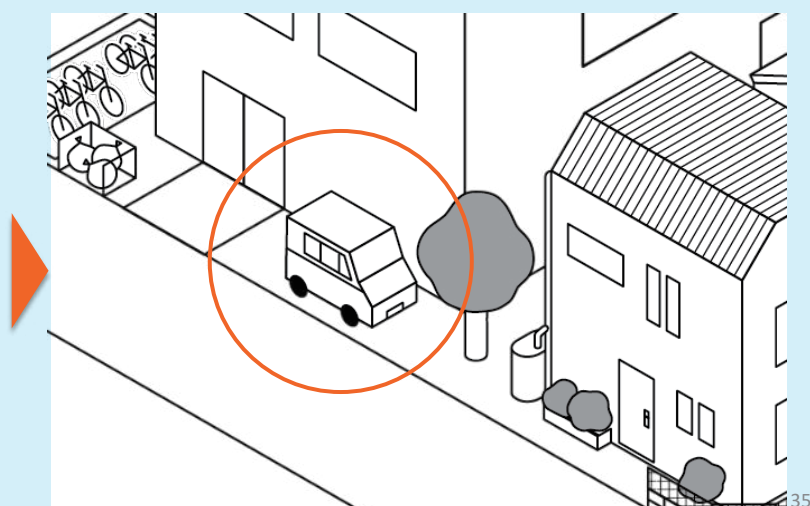
日常の通行、消防・救急活動の円滑化を図るため、4m未満の狭い道路に面する敷地では、建築の際に4m幅員となるよう拡幅します。道路後退部分や隅切部分は、道路上に整備し、工作物を設置したり、物を置いたりしない、とします。

② 一時駐車空間の設置

💡 快適な通行

対象：一戸建て以外の建築物

敷地内に宅配便などの一時停車空間を設ける（特に大規模建築物）



35

2つ目は、一時駐車空間の設置です。

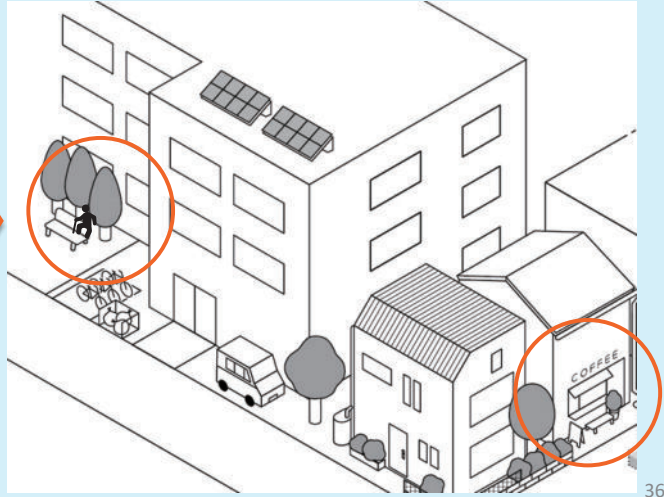
快適な通行、路上駐停車の抑制を図るため、特に大規模な建築物では、敷地内に宅配便などの一時停車ができる空間を設ける、とします。

③ 座れる場の整備

💡 外出しやすい、移動しやすいまち

対象：一戸建て以外の建築物

道路付近に歩行者が座れる場を設ける（特に大規模建築物）



3つ目は、座れる場の整備です。

代田は坂道が多く、住宅地が広がっていることから、駅や目的地まで距離があるお宅も多くあります。外出しやすく、移動しやすい環境を補助するため、特に大規模建築物では敷地内に座れる場を設ける、とします。

4

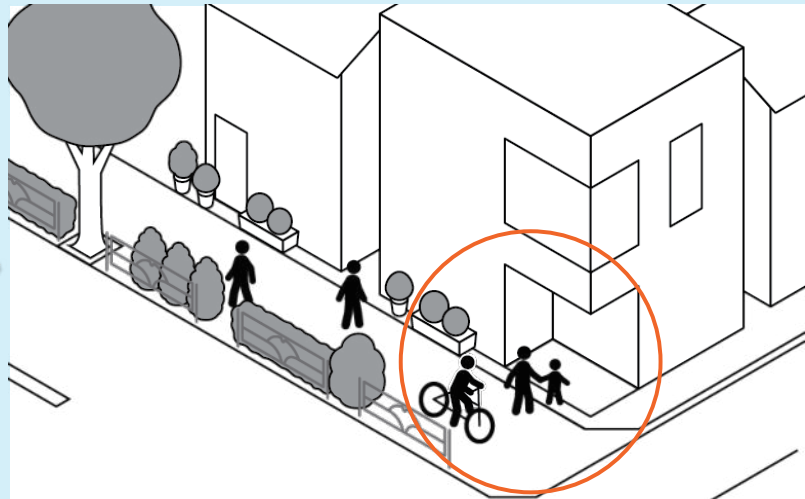
すれ違い空間の確保



歩道の通行の安全性を高める

対象：環七に面する敷地

歩行者、自転車がすれ違いやすい空間の確保に努める



37

4つ目は、すれ違い空間の確保です。

環七の歩道部分では、歩行者と自転車のすれ違いに苦労することがあります。環七に面する敷地では、歩行者等がすれ違いやすい沿道整備、空間の確保に努める、とします。



⑤ 垣、さくの構造

緑化
環境

交通
機能



避難路の安全性の確保、緑化の推進

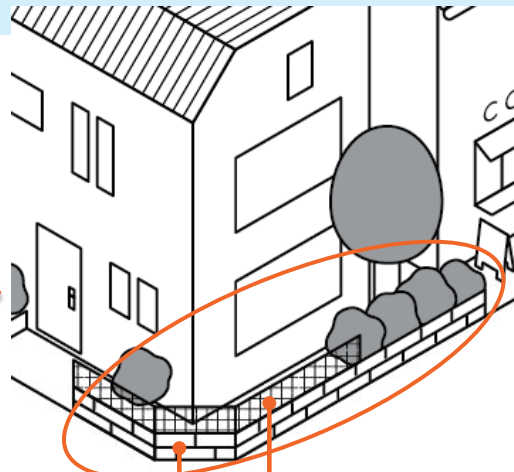
対象:すべての建築物

道路や公園・広場、緑道側の垣・さくは、生垣又はフェンスにする



ブロック塀の倒壊抑制

ブロックは60cm（2段程度）まで



生垣

フェンス+緑化の推奨

38

5つ目は、垣、さくの構造です。

避難路の安全性の確保、緑化の推進を図るため、道路や公園、緑道側の垣・さくは、生垣又はフェンスにすることとします。ブロック塀の新規設置を抑制し、災害時の倒壊を防ぎます。

6

沿道の夜間照度の確保

緑化
環境

交通
機能

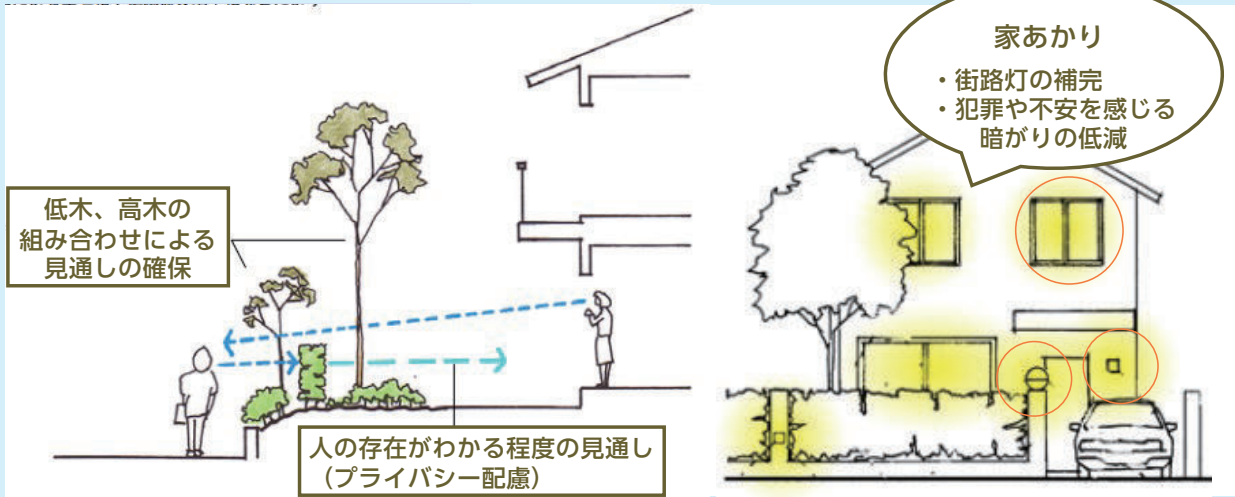


通りの安全性、防犯効果を高める

対象:すべての建築物

(窓、門灯など)

建築物等からの明かりを感じられる外構計画の工夫に努める



出典：防犯まちづくりデザインガイド (独立行政法人建築研究所) 39

6つ目は、沿道の夜間照度の確保です。

通りの安全性、防犯効果を高めるため、過度な照明は抑制しつつ、建築物等からの明かりを感じられる外構計画の工夫に努める、とします。窓や門灯などによる「家あかり」は、犯罪や不安を感じる暗がりを軽減します。

⑦ 緑化の促進

💡 みどり豊かで潤いのある市街地環境の育成

対象：すべての建築物

既存樹木の保全、緑化の創出に努める（特に道路等からよく見える場所）



40

7つ目は、緑化の促進です。

既存樹木の保全、緑化の創出に努める、とします。とくに、道路などからよく見える場所を優先して緑化し、だれもが緑を感じられる環境づくりを進めます。

⑧ 雨水・浸水対策

浸水被害の防止

対象：すべての建築物

(浸水予想区域、その周辺) 建物や敷地内で浸水対策を行うよう努める



止水板の設置



高床にする



東京都下水道局HP

雨水ますの上に
物を置かない

など

41

8つ目は、雨水・浸水対策です。

急な豪雨による浸水被害を軽減するため、浸水予想区域及びその周辺では、止水板の設置や建築物の床を道路面より高くするなどの浸水予防対策に努める、とします。

8 雨水・浸水対策



★ 土のうステーション



こちらは地区のハザードマップです。

浸水が予想される区域が着色されています。2か所の「星マーク」には土のうステーションがあります。



8 雨水・浸水対策



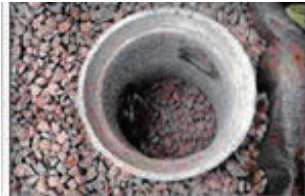
下水道等への雨水の流出抑制

対象：すべての建築物

敷地内に雨水貯留浸透施設を設ける



浸透トレンチ管



雨水浸透まず



出典：ひろめよう、雨水浸透！（東京都） 43

また、下水道等への雨水の流出抑制を図るため、敷地内に雨水貯留浸透施設を設ける、とします。浸透トレンチ管、雨水浸透まずのほか、植栽面、土面を確保することも有効です。

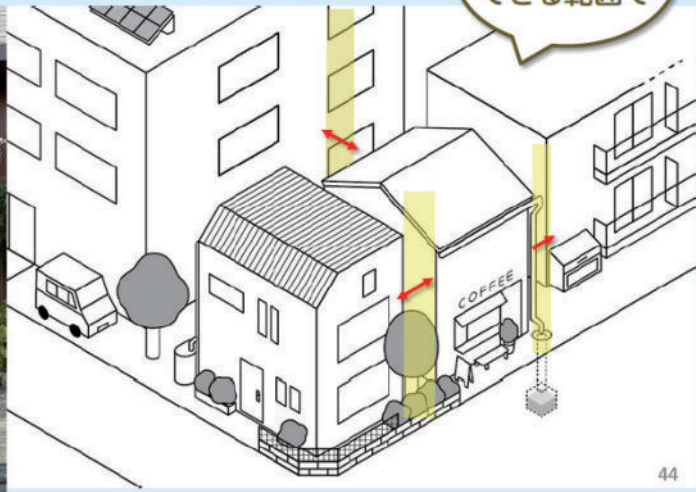
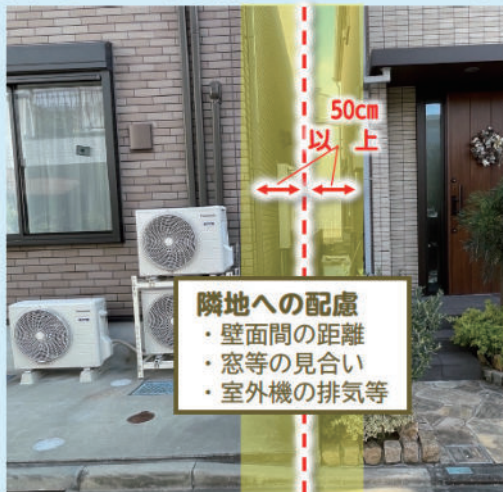
⑨ 生活環境への配慮

💡 心地よく暮らせるように

対象：すべての建築物

室外機の排気の向き、廊下・窓等の向き
隣地との間隔は50cm以上確保するよう努める

お互いが
できる範囲で



9つ目は、生活環境への配慮です。

お互いが心地よく暮らせるよう、室外機の排気、廊下・窓等の向きの配慮し、隣地から建物までは50cm以上の確保に努める、とします。

10

駐輪場、ごみ置き場の設置

💡 住民が心地よく暮らせるように

対象：一戸建て以外の建築物

【駐輪場（推奨台数）】
住宅系：戸数分以上
住宅以外：必要数設置

【ごみ置き場】

- ・清掃事務所と協議
- ・敷地内設置に努める



45

最後に、駐輪場、ゴミ置き場の設置についてです。

住民が心地よく暮らせるよう、共同住宅等の駐輪場は戸数以上、住宅以外も必要な駐輪台数の確保に努めます。共同住宅等のゴミ置き場は、敷地内設置を基本とし、適切に維持管理されるよう、管理者の連絡先を掲出する、とします。

以上で、10項目のルール案についてご説明しました。

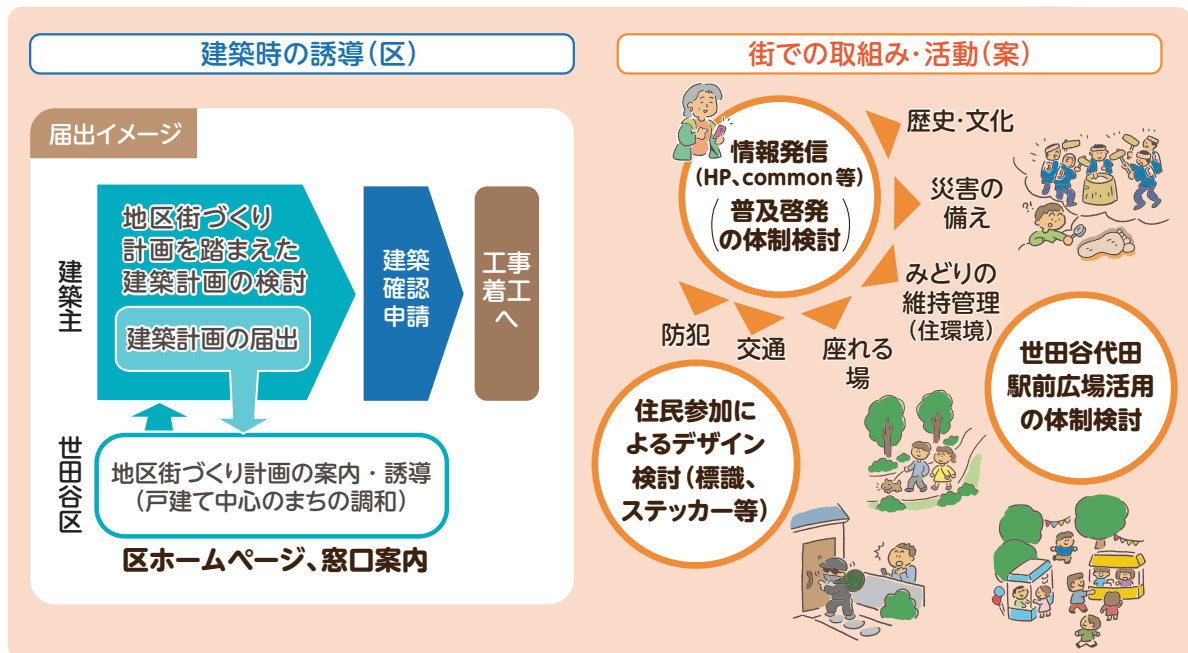


計画実現に向けて



最後に、計画策定後の取組みについて、ご説明します。

計画実現に向けた取組み(案)

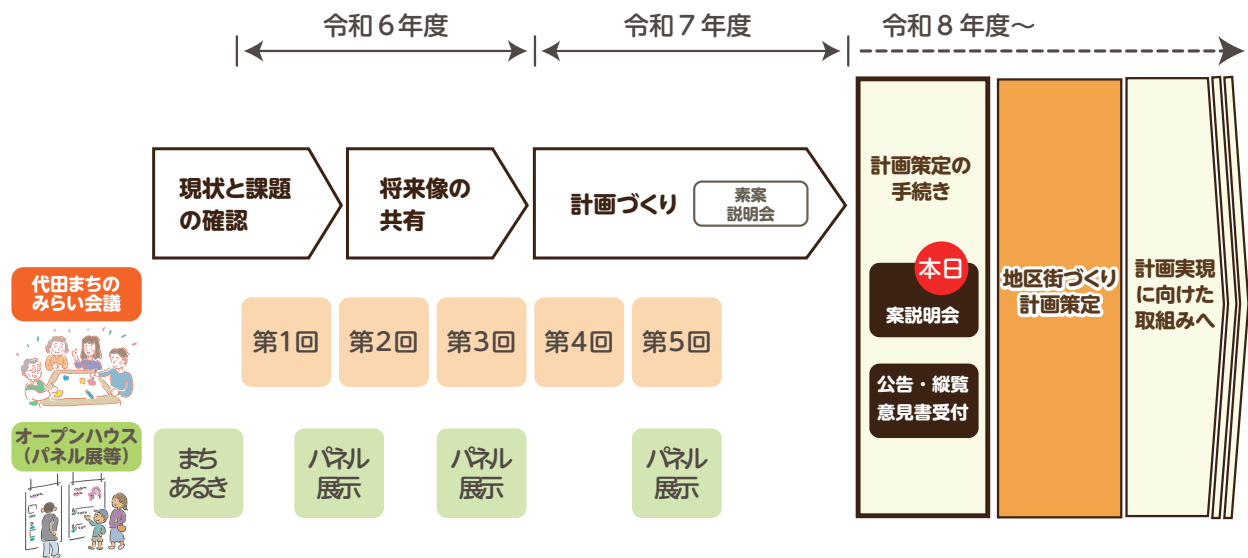


47

地区内の建築にあたっては、先ほどご説明したルールを踏まえ、区へ建築計画の届出をお願いしていきます。あわせて、パンフレットやアプリ「comon」を活用した情報発信を行い、街づくりへの関心を高めていきます。また、世田谷代田駅前広場については、マルシェなどのイベントを通じた交流の場づくりに向け、地元と連携しながら、使いやすい手続きや体制の整備を検討しています。

さらに、防犯やマナー向上に向けて、住民参加によるステッカーづくりや標識の見直しを行っていただければと考えています。

今後の予定



説明は以上となります。

専門的な内容も多く、わかりにくい点もあったかと思えます。この後の質疑応答の時間で補足もさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今回の地区街づくり計画案につきましては、昨日（一昨日）より案の縦覧および意見書の受付を行っております。説明会の最後に改めてご案内いたします。



2. 質疑応答



49

計画案の縦覧、意見書の提出 (世田谷区街づくり条例第14条)

対象計画	代田地区地区街づくり計画	
期間	令和8年5月21日(木)～6月4日(木) * 窓口での縦覧、意見書の提出受付：平日午前8時30分～午後5時	
縦覧 場所	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区都市整備政策部都市計画課 及び 各総合支所街づくり課窓口 ・区ホームページ 	
意見書の提出	提出先	世田谷区北沢総合支所街づくり課 〒155-8666 世田谷区北沢 2-8-18 電話：03-5478-8073 / FAX: 03-5478-8019
	提出できる方	地区内の住民及び利害関係人
	提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送、FAX、窓口へ持参、区ホームページ(右記の2次元コードより) ・様式はありません。住所、氏名、電話番号、対象計画名、意見を記載し、提出先までご提出ください。



50

昨日（一昨日）から行っております、世田谷区街づくり条例第14条に基づく地区街づくり計画案の縦覧、意見書の提出についてです。

街づくり通信の最後、8ページをご覧ください。縦覧、意見書の受付は6月4日（木）までです。提出できる方は地区内の住民及び利害関係人となっております。住所、氏名、電話番号、対象計画名、計画案に対するご意見を記載し、ご提出ください。その他、提出方法、提出先は記載の内容をご確認下さい。

なお、本日の資料で配布しております「説明会参加者アンケート」は、本日の説明会の内容や運営などについて、ご意見やご質問、感想をお寄せください。お帰りの際に出口におります職員が回収いたします。

閉会





